

野田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の背景と目的

近年、不特定多数の方が利用する宿泊施設や、一人で避難することが難しい方が利用する社会福祉施設などにおいて、多くの死傷者を伴う火災が発生しており、その中には重大な消防法令違反のある建物（防火対象物）が数多く存在しています。

重大な消防法令違反のある建物に対して、消防機関が改善命令を行った場合、命令内容の公示が義務付けられておりますが、公示に至るまでには時間を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に公表されないこととなります。

このような中、総務省消防庁より建物の危険性に関する情報を速やかに利用者等へ公表することができる新たな公表制度を実施するよう通知されたことに伴い、その実施に向けた検討を進めてまいりました。

この度の野田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）は、重大な消防法令違反のある建物の危険性に関する情報を速やかに公表することにより、利用者等の選択や判断を通じて、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ること及び建物関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的として、新たな公表制度を実施するものです。

2 改正の内容

消防本部が実施する立入検査において、防火対象物の消防用設備等の状況に消防法令違反が認められた場合、違反の内容等を公表するため、新たに第48条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）の規定を設けるものです。

【条例第48条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）】

- (1) 防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- (2) 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること。
- (3) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めること。

※ 本市の条例では、防火対象物の消防用設備等についての基準等を定めていないため、消防法、消防法施行令及び消防法施行令に基づく命令違反を対象とします。

3 公表の対象となる防火対象物（建物）【規則】

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物を対象とします。

4 公表の対象となる違反【規則】

消防法で設置が義務付けされている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務違反（以下「義務違反」といいます。）を対象とします。

5 公表する内容及び方法【規則】

義務違反が認められた防火対象物（建物）の名称、所在地及び違反の内容を公表します。

6 公表までの流れ【規則】

消防本部が実施する立入検査により義務違反が判明した場合は、その結果を関係者に通知しますが、通知した日から14日を経過した日において、なお、同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、野田市ホームページへの掲載により公表します。